

政令第 号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十一条第二項第二号の改正規定（「及び二輪の小型自動車」を加える部分に限る。）及び道路運送法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定を除く。）の施行の日（平成十八年十一月一日）から施行する。

理由

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。